

○財務省告示第三百七十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十六年十一月十三日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年十二月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第四十

二 発行の根拠 四回）

三 法律及びその 財政法（昭和二十二年法律第三

四 法律及びその 十四号）第四条第一項及び特別

五 法律第二十三号）第四十七条第

六 法律第二十三号）第四十七条第

七 法律第二十三号）第四十七条第

八 法律第二十三号）第四十七条第

九 法律第二十三号）第四十七条第

十 法律第二十三号）第四十七条第

十一 法律第二十三号）第四十七条第

十二 法律第二十三号）第四十七条第

十三 法律第二十三号）第四十七条第

十四 法律第二十三号）第四十七条第

十五 法律第二十三号）第四十七条第

十六 法律第二十三号）第四十七条第

十七 法律第二十三号）第四十七条第

十八 法律第二十三号）第四十七条第

十九 法律第二十三号）第四十七条第

二十 法律第二十三号）第四十七条第

二十一 法律第二十三号）第四十七条第

二十二 法律第二十三号）第四十七条第

二十三 法律第二十三号）第四十七条第

二十四 法律第二十三号）第四十七条第

二十五 法律第二十三号）第四十七条第

二十六 法律第二十三号）第四十七条第

二十七 法律第二十三号）第四十七条第

二十八 法律第二十三号）第四十七条第

二十九 法律第二十三号）第四十七条第

三十 法律第二十三号）第四十七条第

三十一 法律第二十三号）第四十七条第

十四	第二期利子	償還金額	償還金額	元利支	払場所	入札参加	払込期日
----	-------	------	------	-----	-----	------	------

平成二十七年三月二十日及び九月二十日

を發行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額(を控除することができ

平成二十七年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。)

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

平成二十六年九月二十日

日本銀行

額面金額百円につき百円

財務大臣から通知を受けた者

平成二十六年十一月十三日